

## 施策51 消費者支援と消費者被害の防止

### 施策における目標

消費者の利益を擁護、増進することにより、市民の消費生活の安定及び向上を図ります。

### 施策概要

消費者被害の予防・救済のための消費生活相談や啓発講座などの実施。

### 想定される主な取り組み

- ・消費生活センターにおいて、専門知識を有するコンサルタントによる消費生活相談、苦情処理を行う。
- ・消費者保護に関する法律や制度等に関して、消費者に必要な情報を提供する。
- ・消費者被害を未然に防止するため、市民に対する啓発講座の開催や、広報紙、インターネット等多様な広報媒体を活用した啓発を実施する。

### 第2期実施計画における総評

・消費生活相談の利用者数が平成15年度、平成16年度に急増したが、これは全国的にハガキ、携帯電話及びインターネット等を利用した架空請求・不当請求事案が増加したことによるものであり、法規制及び取締り等の結果、平成17年度以降は減少傾向にある。

・高齢者を狙った住宅リフォームの次々販売等の悪質商法が社会問題化し、国や自治体等の関係機関が連携して対応を図った。

・こうした状況の中で、消費生活における被害の未然防止のための啓発講座を開催するとともに、消費生活センターにおいて専門家による相談体制を整え、相談の解決に努めた。

## 施策52 地球環境にやさしいライフスタイルの推進

### 施策における目標

省資源、省エネルギーを実践し、地球環境にやさしいライフスタイルをめざすという市民意識の高揚を図ります。

### 施策概要

大量消費・大量廃棄のライフスタイルを見直す循環型社会への施策を実施。

### 想定される主な取り組み

環境NPOや市民団体等と協働し、環境学習や啓発イベント等を行う。

### 第2期実施計画における総評

・「不用品交換情報」の事業により市民のリサイクルやごみ減量に対する意識を高めてきたが、インターネット等、他の多様な方法で不用品の交換が可能となったため、平成17年度をもって事業を廃止した。

・消費生活・環境問題・その他生活に関連する問題をテーマとして、市及び各団体により開催してきた「くらしとかんきょうフェア」は、各施策テーマ毎に目標を明確にして必要に応じて開催することとして、平成15年度をもって廃止した。

・「地球環境にやさしいライフスタイルの推進」という施策自体は、資源循環の取り組み等によって、一定進展があった。